



税額控除証明書

30多健福第287号
平成30年10月5日

社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会
理事長 伊藤 雅子 様

多摩市長 阿部 裕 行



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間) 平成30年11月1日 から 平成35年10月30日 まで